



鳥取県公報

平成12年3月28日(火)
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	特別職の職員の給与に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	7
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ク）	9
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（ク）	12
	鳥取県部設置条例の一部を改正する条例（ク）	12
	鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）	13
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町村振興課）	14
	鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（福祉保健課）	17
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	18
	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例（ク）	18
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（長寿社会課）	19
	鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例（農政課）	19
	鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例（ク）	20
	鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（経営指導課）	20
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（水産課）	21
	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例の一部を改正する条例（ク）	21

—— 公布された条例のあらまし ——

◇特別職の職員の給与に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 常勤の監査委員の給与（第3条関係）

行政職給料表の11級の職務にある者の例によることとしていた常勤の監査委員の給与について、次のとおりとすることとした。

ア 常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とすること。

イ 常勤の監査委員の給料の額は、月額65万円を超えない範囲内において知事が定める額とすること。

ウ 常勤の監査委員の受ける通勤手当及び期末手当の額は、知事、副知事及び出納長と同様の取扱いとすること。

(2) その他

常勤の人事委員会の委員に関する規定の整備を行うこととした。

2 知事等の退職手当に関する条例の一部改正

(1) 常勤の監査委員の退職手当（第3条関係）

一般職の職員の例によることとしていた常勤の監査委員の退職手当について、次のとおりとすることとした。

ア 常勤の監査委員が退職した場合の退職手当の額は、退職日における給料月額に、常勤の監査委員としての勤続期間に応じ、1月につき100分の20を乗じて得た額とすること。

イ 常勤の監査委員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、知事、副知事及び出納長と同様の取扱いとすること。

(2) 民法の一部改正に伴う改正

禁治産者又は準禁治産者の用語を成年被後見人又は被保佐人に改めることとした。

(3) その他

常勤の人事委員会の委員に関する規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 職員の退職手当に関する条例等について所要の改正を行うこととした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 特殊勤務手当の額等の改正

(1) 次の特殊勤務手当を廃止することとした。

- 速記手当
- 連絡あっせん手当
- と畜検査等業務手当
- 保健所等受付業務手当
- ダム管理手当

(2) 次の特殊勤務手当の支給方法を定率支給から定額支給に変更することとした。

手当の名称	手 当 額	
	現 行	改 正 後
税務手当	調査・検査業務 日額 給料月額×1/21×50/100 滞納処分業務 日額 給料月額×1/21×60/100	日額 1,160円
麻薬等取締手当	日額 給料月額×1/21×12/100	日額 890円
訓練指導手当（職業訓練又は実習指導に常時従事する職員）	高等技術専門学校 月額 給料月額×10/100 農業大学校 月額 給料月額×12/100	高等技術専門学校 月額 31,600円 農業大学校 月額 29,900円
家畜保健衛生業務手当（家畜保健衛生業務に常時従事する職員）	月額 給料月額×10/100	月額 15,800円

(3) 特殊勤務手当の対象となる業務に常時従事する職員以外の職員に係る次の特殊勤務手当の支給方法を月額支給から日額支給に変更することとした。

手当の名称	手 当 額	
	現 行	改 正 後
社会福祉業務手当	月額 10,500円	日額 610円
医療業務手当	1級 月額 100,000円 2級 月額 65,000円 3級 月額 55,000円 4級 月額 50,000円	1級 日額 3,770円（上限 月 68,000円） 2級 日額 2,440円（上限 月 44,000円） 3級 日額 2,050円（上限 月 37,000円） 4級 日額 1,880円（上限 月 34,000円）

	5級 月額 45,000円	5級 日額 1,660円 (上限 月 30,000円)
訓練指導手当	高等技術専門学校 月額 給料月額×10/100 農業大学校 月額 給料月額×12/100	高等技術専門学校 日額 1,750円 (上限 月 31,600円) 農業大学校 日額 1,660円 (上限 月 29,900円)
家畜保健衛生業務手当	月額 給料月額×10/100	日額 870円 (上限 月 15,800円)

(4) 次の特殊勤務手当の支給方法を日額支給から1時間ごとの支給に変更することとした。

手当の名称	手 当 額	
	現 行	改 正 後
用地交渉手当	日額 600円	時間 320円

(5) 次の特殊勤務手当の額を増額することとした。

手当の名称	手 当 額	
	現 行	改 正 後
社会福祉業務手当 (児童等に接し、福祉業務に常時従事する職員)	月額 10,500円	月額 11,000円
教員特殊業務手当	日額 2,100円以内	日額 3,200円以内 (被害が特に甚大な非常災害時は3,200円を加算する。)

(6) 次の特殊勤務手当の額を減額することとした。

手当の名称	手 当 額	
	現 行	改 正 後
医療業務手当(患者等に接し、医療業務に常時従事する医師)	1級 月額 100,000円 2級 月額 65,000円 3級 月額 55,000円 4級 月額 50,000円 5級 月額 45,000円	1級 月額 68,000円 2級 月額 44,000円 3級 月額 37,000円 4級 月額 34,000円 5級 月額 30,000円
特殊自動車運転手当	日額 330円	日額 300円

(7) 次の特殊勤務手当の対象範囲を拡大するとともに、手当の額を改めることとした。

手当の名称	拡 大 の 内 容	手 当 額	
		現 行	改 正 後
防疫等業務手当	保健所の保健婦が行う次の業務を加える。 ・感染症患者等に対して行う検査における採血業務 ・結核患者の問診業務	日額 230円	日額 290円
種雄牛馬等取扱手当	種雄豚の自然交配等の業務を加える。	日額 420円	日額 230円
災害応急作業手当	災害時のダム管理業務を加える。	給料月額×6/100	日額 480円

(8) 特殊現場作業手当の対象となる業務をすべてのダムから勤務環境が劣悪なダムに係る作業場の作業に縮小することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 次のとおり、職員の定数を改めることとした。

区 分	定 数	
	現 行	改 正 後
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2, 3 8 4 人	2, 4 0 7 人
県立学校の職員	2, 1 5 5 人	2, 1 7 8 人
県立学校の職員以外の職員	2 2 9 人	2 2 9 人
議会の事務局の職員	2 1 人	2 3 人
県費負担教職員	4, 3 2 7 人	4, 3 5 2 人

2 この条例は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

1 総務部の所掌事務の改正（第2条関係）

(1) 公聴に関する事項を広聴に関する事項に改めることとした。

2 企画部の所掌事務の改正（第3条関係）

(1) 情報化の推進に関する事項を加えることとした。

(2) 青少年施策及び女性施策に関する事項を男女共同参画社会に関する事項に改めることとした。

3 福祉保健部の所掌事務の改正（第4条関係）

(1) 少子化対策に関する事項を加えることとした。

(2) 介護保険に関する事項を加えることとした。

(3) 医療保険に関する事項を国民健康保険に関する事項に改めることとした。

(4) 年金保険に関する事項を削除することとした。

4 生活環境部の所掌事務の改正（第5条関係）

(1) 県民の社会活動の推進に関する事項及びリサイクルの推進に関する事項を加えることとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 商工労働部の所掌事務の改正（第6条関係）

(1) 職業の安定に関する事項を雇用対策に関する事項に改めることとした。

(2) 雇用保険に関する事項を削除することとした。

6 施行期日

この条例は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 知事権限の委任に関する事項（第5条関係）

知事の権限に属する事務のうち、自動車税及び自動車取得税の申告書等の受理に関する事項等について、東部県税事務所長に委任することとした。

2 ゴルフ場利用税に関する事項（第79条の2関係）

(1) 65歳以上の者等に対するゴルフ場利用税の税率の特例を適用する要件から、通常の利用料金より2割以上軽減されているという要件を除くこととした。

(2) 税率の特例を適用する対象者に、知的障害者、精神障害者並びにねんりんピック及びその予選会の参加者を追加することとした。

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 次の表の左欄に掲げる事務（その事務が同表の右欄に掲げる市町村又は広域連合の区域のみに係るものに限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとした。（別表関係）

事 務	市町村等
1 自然公園法に基づく行為の届出の受理及び知事への送付	各市町村
2 自然公園法施行令に基づく行為の届出の受理及び知事への送付	
3 鳥取県立自然公園条例に基づく行為の届出の受理及び知事への送付	
4 鳥取県立自然公園条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	
5 火薬類取締法に基づく煙火以外の火薬類の譲渡又は譲受けの許可等の事務	鳥取中部 ふるさと 広域連合

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

1 福祉事務所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。（第2条、別表関係）

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉事業法第13条第5項の事務	その他の事務
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡及び日野郡	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

2 その他所要の規定の整備をすることとした。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

1 特別医療費の助成対象に、介護保険法の規定による訪問看護サービス又は介護療養施設サービスを利用した際に負担することとなる費用を加えることとした。（第2条関係）

2 2歳以上3歳未満で病院等に通院している者に対する特別医療費の助成要件から、所得の要件を削除す

ることとした。(第3条、別表関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用することとした。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 県立西伯有楽苑、県立三津白寿苑、県立巖城はごろも苑、県立皆生みどり苑、県立智頭心和苑及び県立日南石霞苑の利用については、介護保険法による施設介護サービス費の額として厚生大臣が定める基準に基づき算定した額の使用料を徴収することとした。ただし、老人福祉法の措置による利用については、この限りでないこととした。(新第5条関係)

2 その他所要の規定の整備をすることとした。

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例

1 所掌事務(第1条、第2条第1項関係)

鳥取県農業振興審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務を、次の事項の調査審議に改めることとした。

(1) 鳥取県の農業・農村の振興に係る重要事項

(2) 鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項

2 委員(第3条関係)

審議会の委員に卸売市場関係者を加え、県の職員を削ることとした。

3 部会(新第7条関係)

(1) 審議会に、その定めるところにより部会を置くことができることとした。

(2) 部会に属すべき委員は、会長が指名することとした。

(3) 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができることとした。

4 その他

所要の規定の整備をすることとした。

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 鳥取県卸売市場審議会条例を廃止することとした。

◇鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例

1 所掌事務(第1条関係)

地方農林振興局の所掌事務に農業に関する普及指導等の事務を加えることとした。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例を廃止することとした。

◇鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 県立農業大学の設置目的に林業の担い手の育成・確保を追加することとした。(第2条関係)

2 体育館の使用料を改めることとした。(別表関係)

3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 受託契約約款（第22条の2関係）

卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならないこととした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例の一部を改正する条例

1 設置（第1条関係）

鳥取県における水産業の振興を図るため、鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会に代えて鳥取県水産業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。

2 所掌事務（第2条関係）

審議会は、知事の諮問に応じ、本県の水産業の振興に関する重要事項について調査審議するとともに、必要があると認めるときは、知事に意見を述べるができることとした。

3 組織（第3条関係）

審議会の構成員に、消費者を加えることとした。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県漁港管理会設置条例を廃止することとした。

条 例

特別職の職員の給与に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第44号

特別職の職員の給与に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び出納長」を「、出納長及び常勤の監査委員」に改める。

第3条の2中「常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員及び」を削り、「昭和26年2月」を「昭和26年」に改める。

別表監査委員の項を次のように改める。

監 査 委 員	常 勤 の 監 査 委 員		月額650,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非 常 勤 の 監 査 委 員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 105,000円
		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 270,000円

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、委員会の常勤の委員」を削る。

第2条第1項中「、委員会の常勤の委員」を削り、同条第4項中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改める。

第3条の見出しを「(知事等の退職手当)」に改め、同条第1項中「知事、副知事又は出納長」を「知事等」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 病院事業の管理者 1月につき100分の35

(5) 常勤の監査委員 1月につき100分の20

(6) 教育長 1月につき100分の35

第3条第2項から第4項までの規定中「知事、副知事又は出納長」を「知事等」に改める。

第3条の4から第5条までを削り、第3条の3を第5条とし、第3条の2を第4条とする。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(病院事業の管理者及び教育長の退職手当の特例)

第6条 前2条の規定は、病院事業の管理者及び教育長に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

2 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「副知事又は出納長」を「副知事等」に改め、同条中「又は出納長」を「、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長」に改める。

第8条の2を削る。

第9条第5項中「、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月)」を「又は企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年)」に、「平成7年3月」を「平成7年」に、「昭和32年10月」を「昭和32年」に改め、「又は委員会の常勤の委員若しくは常勤の監査委員(以下「常勤の委員等」という。)」を削り、「、企業職員等又は常勤の委員等」を「又は企業職員等」に、「前4項の規定を、常勤の委員等としての引き続きいた在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第50号)第4条」を「、前各項」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「、企業職員等又は常勤の委員等」を「又は企業職員等」に改める。

附則第6項第1号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、企業職員等若しくは常勤の委員等」を「若しくは企業職員等」に改める。

- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和61年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「、企業職員等若しくは常勤の委員等」を「若しくは企業職員等」に改める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県条例第45号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号から第19号までを3号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第17号とし、第22号から第26号までを4号ずつ繰り上げ、第27号及び第28号を削り、第29号を第23号とし、第30号を第24号とし、第31号を第25号とし、第32号を削り、第33号を第26号とし、第34号を第27号とし、第35号を第28号とする。

第3条第1項中「出張して次に掲げる業務」を「納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接しで行う県税の賦課徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき1,160円とする。

第4条第1項第1号中「平成10年法律第114号」の次に「。以下「感染症予防法」という。」を加え、「病菌」を「病原体」に改め、同項第2号中「病菌」を「病原体」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 保健所に勤務する保健婦が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 結核患者の家庭を訪問し、当該患者に対して行う療養指導業務

イ 結核患者又はその疑いのある者に対して行う問診業務

ウ 感染症予防法第6条第1項に定める感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う検査における採血業務

第4条第2項中「、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額」を「290円」に改め、同項各号を削る。

第5条を次のように改める。

(社会福祉業務手当)

第5条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は婦人相談所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、福祉に関する業務に従事したとき。

(2) 福祉事務所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（前号に掲げる者を除く。）が、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第14条第3項又は第4項の業務に従事したとき。

(3) 児童相談所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（第1号に掲げる者を除く。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の2第1項各号の業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号又は第3号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 11,000円

(2) 前項第2号及び第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 610円

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

医療業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 人事委員会規則で定める医師（歯科医師を含む。以下同じ。）が患者に接し、医療業務又は公衆衛生業務に従事したとき。

(2) 医師（前号に掲げる者を除く。）が患者に接し、医療業務又は公衆衛生業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 次の区分による額

1級 月額 68,000円

2級 月額 44,000円

3級 月額 37,000円

4級 月額 34,000円

5級 月額 30,000円

(2) 前項第2号の業務 次の区分による額

1級 業務に従事した日1日につき 3,770円

2級 業務に従事した日1日につき 2,440円

3級 業務に従事した日1日につき 2,050円

4級 業務に従事した日1日につき 1,880円

5級 業務に従事した日1日につき 1,660円

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項中「畜産試験場」の次に「又は中小家畜試験場」を、「種雄牛馬」の次に「若しくは種雄豚」を加え、同条第2項中「420円」を「230円」に改める。

第17条第2項中「、当該職員の受ける給料月額の21分の1に100分の12を乗じて得た額」を「890円」に改める。

第19条を次のように改める。

(訓練指導手当)

第19条 訓練指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員のうち人事委員会規則で定める職員が職業訓練業務に従事したとき。

(2) 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員（前号に掲げる者を除く。）が職業訓練業務に従事したとき。

(3) 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が生徒の実習指導業務に従事したとき。

(4) 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（前号に掲げる者を除く。）が生徒の実習指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号又は第4号の業務に係る1月の手当の総額は、それぞれ第1号又は第3号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 31,600円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 1,750円

(3) 前項第3号の業務 月額 29,900円

(4) 前項第4号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 1,660円

第20条第2項中「330円」を「300円」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第26条第1項第4号中「の建設現場で行う検査、測量、調査、指導又は監督の業務」を「に係る作業場のうち人事委員会が勤務環境が劣悪であると認めたものにおいて当該作業場の作業」に改める。

第27条を次のように改める。

(家畜保健衛生業務手当)

第27条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師のうち人事委員会規則で定める職員が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

(2) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師（前号に掲げる者を除く。）が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 15,800円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 870円

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第32条第2項中「日1日につき600円」を「時間1時間につき320円」に改める。

第33条第2項中「2,100円」を「3,200円（被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、その額に3,200円を加算した額）」に改める。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第35条第1項中「土木部に所属する」及び「、又は農林水産部に所属する職員がこれらに類する作業に従事したとき」を削り、同項第1号中「若しくは知事」を削り、同号に次のように加える。

エ ダム等

第35条第1項第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土木事務所に勤務する職員が、洪水警戒体制時においてダムのゲート操作を行い、貯留された流水を放流する作業

第35条第2項第1号中「これに類する」を「同項第2号の」に改め、同項第2号中「及びこれに類する作業」を削り、同項第3号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、「及びこれに類する作業」を削り、同条第3項第1号及び第2号中「第1項各号」を「第1項第1号又は第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項第1号又は第3号の業務に係る手当が支給される日については、同項第2号に掲げる業務に係る手当は支給しない。

第37条第3項中「570円」の次に「(第2号に掲げる業務（人事委員会の定めるものに限る。）が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、855円)」を加える。

第38条第1項中「次の各号に掲げる特殊勤務手当」を「有害物等取扱手当（第28条第1項第1号の作業に係るものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第3項の表中

漁労手当	航海手当
------	------

を

漁労手当	航海手当
訓練指導手当	特殊自動車運転手当 有害物等取扱手当

に、

特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)	特殊自動車運転手当
--------------------------------------	-----------

を

特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)	特殊自動車運転手当
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当(第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。)

に、

ダム管理手当	特殊現場作業手当 (第26条第1項第1号、第2号及び第3号の業務に係るものに限る。)
--------	---

を

災害応急作業手当 (第35条第1項第1号及び第3号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)
---	--------------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「2,384人」を「2,407人」に、「2,155人」を「2,178人」に改め、同項第10号中「21人」を「23人」に改め、同項第11号中「4,327人」を「4,352人」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第47号

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「公聴」を「広聴」に改める。

第3条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 情報化の推進に関する事項

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 男女共同参画社会に関する事項

第4条中第8号及び第9号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「児童福祉及び母子福祉」を「児童・母子福祉及び少子化対策」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護保険及び国民健康保険に関する事項

第5条第3号を次のように改める。

(3) 県民の社会活動の推進に関する事項

第5条第5号を削り、同条第4号中「廃棄物対策」の次に「及びリサイクルの推進」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 環境の保全及び公害の防止に関する事項

第5条第7号中「全県公園化及び」を削る。

第6条第6号中「職業の安定」を「雇用対策」に改め、同条第7号を削る。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第48号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、同項第7号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる事項については、東部県税事務所長に委任する。

第61条第2項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同条第8項中「（農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）により行う同法第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削り、「本項」を「この項」に改める。

第61条の2（見出しを含む。）中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第79条の2第1項中「、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1以上軽減されている場合（会員その他特別の資格を有する者の利用に限って軽減されている場合を除く。）に限り」を削り、第4号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催される高齢者健康スポーツ祭及びその予選会（以下「ねりんピック等」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（ねりんピック等の種目への参加として利用する場合に限る。）

第79条の2第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

第146条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により納付すべき手数料の額は、400円とする。
- 4 第2項の手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第61条の改正規定及び第61条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の廃止)

第2条 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例（昭和31年鳥取県条例第25号）は、廃止する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 第61条の改正規定の施行の日以後に緑資源公団法（昭和31年法律第85号）附則第13条第1項の業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業が施行された場合におけるこの条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第61条第8項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）附則第13条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」とする。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第4条 新条例第79条の2第1項の規定は、平成12年4月1日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第49号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「平成8年10月」を「平成8年」に改め、同表6の項中「昭和45年3月」を「昭和45年」に改め、同表中44の項を48の項とし、41の項から43の項までを4ずつ繰り下げ、同表40の項中「昭和45年3月」を「昭和45年」に改め、同項を同表44の項とし、同表39の項中「38の項」を「42の項」に改め、同項を同表43の項とし、同表38の項(19)中「36の項(7)」を「40の項(7)」に改め、同項を同表42の項とし、同表37の項中「36の項」を「40の項」に改め、同表中同項を41の項とし、36の項を40の項とし、35の項を39の項とし、同表34の項中「昭和45年3月」を「昭和45年」に改め、同表中同項を38の項とし、31の項から33の項までを4ずつ繰り下げ、同表30の項中「31の項(4)」を「35の項(4)」に改め、同項を同表34の項とし、同項の前に次のように加える。

33 不動産登記法（明治32年法律第24号）第30条の規定による 登記の嘱託のうち、32の項に規定する事務に係るもの	各市町村
---	------

別表29の項を削り、同表28の項中「建設省所管国有財産取扱規則（昭和30年建設省訓令第1号）第3条第1項」を「国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項」に、「公共用財産に関する」を「建設大臣の所管に属する国有財産に係る」に改め、同表中同項を32の項とし、27の項を31の項とし、26の項を30の項とし、同表25の項中「24の項」を「28の項」に、「23の項(1)」を「27の項(1)」に改め、同表中同項を29の項とし、24の項を28の項とし、同表23の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則」の次に「(昭和25年農林省令第108号)」を加え、「22の項」を「26の項」に改め、同項を同表27の項とし、同表22の項(1)中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第29条第1項第1号及び第3号に規定する場合におけるクマ以外の有害鳥獣の駆除を目的とする」を「駆除を目的とする狩猟鳥獣（クマを除く。）、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ドバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マングース又はノヤギの捕獲（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。）及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取に係る」に改め、同表中同項を26の項とし、21の項を25の項とし、同表20の項中「商工会法第61条第1項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令」を「商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令」に改め、同項を同表24の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第16条の2第2項の規定による供給設備に係る基準への適合の命令（(2)に規定する届出に係るものに限る。(3)及び(4)において同じ。）</p> <p>(2) 第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p> <p>(3) 第83条第3項の規定による立入検査等</p> <p>(4) 第87条第1項の規定による届出の受理の通報</p>	<p>鳥取中部 ふるさと 広域連合</p>
---	-------------------------------

別表19の項を削り、同表18の項中「煙火に係る事務で」を削り、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

- (1) 第15条第1項の規定による火薬庫外の貯蔵場所の指示

別表中18の項を22の項とし、同表17の項中「煙火に係る事務で」を削り、同項を同表21の項とし、同表16の項中「煙火に係る事務で」を削り、同項(2)中「取消し」の次に「(平成12年2月1日前の申請に対する(1)に規定する許可（煙火に係るものを除く。）に係るものを除く。(3)から(6)までにおいて同じ。）」を加え、同項(8)中「取消し」の次に「(平成12年2月1日前の申請に対する(7)に規定する許可（煙火に係るものを除く。）に係るものを除く。(8)から(14)まで、21の項及び22の項(2)から(4)までにおいて同じ。）」を加え、同項中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

- (15) 第48条第1項の規定による許可の条件の設定のうち(1)及び(7)に規定する許可に係るもの

別表16の項に次のように加える。

- (18) 第52条第5項の規定による通報の受理
- (19) 第52条第6項の規定による通商産業大臣への報告

別表中16の項を20の項とし、15の項を19の項とし、14の項を18の項とし、同表13の項中「平成5年3月」を「平成5年」に改め、同表中同項を17の項とし、12の項を16の項とし、同表11の項中「昭和49年10月」を「昭和49年」に改め、(5)を(7)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 第20条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付
- (6) 第20条第2項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付

別表中11の項を15の項とし、同表10の項中「昭和46年10月」を「昭和46年」に改め、同項の次に次のように加

える。

<p>11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第17条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第17条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第17条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第17条第8項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第18条第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第18条第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第18条第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第18条の2第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第18条の2第6項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第18条の2第7項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 第20条第1項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 第40条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 第40条第3項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付</p>	各市町村
<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第17条において準用する第3条第1項に規定する申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第17条において準用する第5条の規定による管理又は経営の方法の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第17条において準用する第10条の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第17条において準用する第11条の規定による地位承継の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 附則第5項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</p>	各市町村

<p>13 鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第11条第4項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第11条第5項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第13条第1項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第16条第1項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第16条第2項の規定による行為の通知の受理及び知事への送付</p>	<p>各市町村</p>
<p>14 鳥取県立自然公園条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第50号

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鳥取県福祉事務所設置条例

第1条中「基き、福祉地区を設け、当該地区を所管区域とする」を「基づき、」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉事業法第13条第5項の事務	その他の事務
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び東伯郡

鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡及び日野郡	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
------------	-----	----------	------------------

附 則

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第51号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(7) 老人保健法（昭和57年法律第80号）

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）

第2条第2項中「社会保険各法の規定により」を「社会保険各法の」に改め、「組合員」の次に「加入者」を加える。

第3条第1項中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同条第2項第1号中「者で規則で定めるもの」を「者（病院等に入院している者を除く。）」に改める。

別表第6号中「病院等に入院している者に、2歳以上3歳未満の者にあつては病院等に入院している者及び規則で定める者」を「、病院等に入院している者」に改める。

附 則

1 この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第52号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

附 則

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第53号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条の見出しを「(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法）に基づき同告示に定める医科診療報酬点数表により算定した額及び平成6年厚生省告示第237号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）に基づき同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ9第2項の厚生大臣の定めるところにより算定した療養に要する費用の額及び同法第43条ノ17第2項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第5条 鳥取県立西伯有楽苑、鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑、鳥取県立皆生みどり苑、鳥取県立智頭心和苑及び鳥取県立日南石霞苑の利用については、介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第2項第1号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

別表第3中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第54号

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林水産業」を「の農業・農村」に改める。

第2条第1項中「知事の諮問に応じ、鳥取県の農林水産業の基本施策」を「次の事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鳥取県の農業・農村の振興に係る重要事項
- (2) 鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項

第3条第2項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 市町村長
- (3) 農林水産業団体の役員
- (4) 卸売市場関係者
- (5) 学識経験者

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県卸売市場審議会条例の廃止)

2 鳥取県卸売市場審議会条例(昭和46年鳥取県条例第48号)は、廃止する。

鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

鳥取県地方農林振興局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県地方農林振興局設置条例(昭和36年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項及び農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の6第1項の規定に基づき、農業、林業及び水産業に関する事務並びに同条第2項に掲げる事務を所掌させるため、地方農林振興局を設置する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年 4月1日から施行する。

(鳥取県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の廃止)

2 鳥取県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和33年鳥取県条例第41号)は、廃止する。

鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第56号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農業を」を「農林業を」に、「農業の」を「農林業の」に改める。

別表の1の表体育館の項中「260円」を「280円」に、「780円」を「480円」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第57号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(売買取引の方法)」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(受託契約約款)

第22条の2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。

第30条の見出しを「(卸売予定数量等の報告)」に改め、同条第1項中「市場に入荷した」を「卸売を予定している」に改める。

第31条の見出しを「(卸売予定数量等の掲示)」に改める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている受託契約約款については、この条例の施行の日から2月間は、この条例による改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第22条の2の規定は、適用しない。

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第58号

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例（昭和40年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県水産業振興審議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 鳥取県における水産業の振興を図るため、鳥取県水産業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条中「沿岸漁業構造改善事業」を「鳥取県の水産業の振興」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する事項について知事に意見を述べることができる。

第3条第2項に次の1号を加える。

(8) 消費者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥取県漁港管理会設置条例の廃止)

2 鳥取県漁港管理会設置条例（昭和32年鳥取県条例第46号）は、廃止する。